

(別添3)

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文教課幼稚園・専修学校担当
内線番号	4518

No.	項目	内容
①	処分名	学校法人の寄附行為の変更の認可
②	法令名	私立学校法
③	法令番号	昭和24年法律第270号
④	根拠条項	第45条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第45条 寄附行為の変更(文部科学省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
⑦	審査基準	・京都府学校法人の寄附行為の認可等に関する審査基準(平成18年4月1日)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)8か月以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	文教課 幼稚園・専修学校担当(075-414-4518)
⑬	備考	